

種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件 の一部を改正する告示の概要

令和6年3月
農林水産省
輸出・国際局知的財産課

1 改正の趣旨

- (1) 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第7項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める農林水産植物（以下「植物」という。）の区分ごとに品種登録の審査の指標となる「重要な形質」を定め、これを公示することとしている。また、種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）第5条第2項において、「重要な形質」のうち、出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して必ず調査しなければならないもの以外のもの（以下「選択形質」という。）を定めて公示することとしている。これを受け、令和4年3月17日農林水産省告示第589号（種苗法第2条第7項及び種苗法施行規則第5条第2項の規定に基づく重要な形質及び重要な形質のうち出願品種の審査に関する国際的な基準その他の事情を勘案して、必ず調査しなければならないもの以外のものとして農林水産大臣が定めて公示する重要な形質）において、当該「重要な形質」及び「選択形質」を定めている。
- (2) 今般、
- ① 農林水産省令において、植物の区分を新たに定めることに伴い、当該区分ごとに、審査の指標となる重要な形質を定める必要があること、
 - ② 海外からの出願状況等を勘案し、外国との審査協力の促進等の必要性に応じて、植物新品種保護国際同盟が定める審査基準の国際的な標準（以下「UPOVテストガイドライン」という。）に準拠するための見直しが必要であること、
※ 我が国では、UPOVテストガイドラインに準拠した審査基準の整備について、既登録品種への影響の有無を確認するとともに、出願実態などの必要性を勘案しつつ、平成19年度から順次進めている（現在194種類を整備済み。今後も引き続き整備を進める。）。
 - ③ 既存の区分の重要な形質について、審査の運用結果を踏まえた見直しが必要であること、
 - ④ 上記①から③までの重要な形質の見直しに伴い、選択形質の見直しが必要であること
から、本告示について所要の改正を行う。

2 改正の内容

- ① 農林水産省令で新たに定める4区分について重要な形質を新設
- ② UPOVテストガイドラインに準拠するための見直しが必要であると認められる6区分の重要な形質について変更し、うち4区分の選択形質について新設又は変更

③ 審査の運用結果を踏まえて見直しが必要と認められる10区分の重要な形質について変更し、うち4区分の選択形質について新設又は変更

3 施行期日

令和6年3月14日（公布日施行）

「重要な形質」を新設又は改正する区分

1 新設される区分

区 分	
1	アロエ (アロエ ノビリスを除く。)
2	タイワンツナソ(モロヘイヤ)
3	セイヨウタマシダ
4	カラスビシャク

2 UPOVテストガイドラインに準拠して改正する区分

区 分	
1	マタタビ
2	茶
3	アサ
4	チモシー
5	モモ及びネクタリン
6	ライムギ

3 審査の運用結果を踏まえて改正する区分

区 分	
1	アネモネ フヘペンシス (シュウメイギク)
2	ハクサイ
3	キュウリ
4	デルフィニウム
5	スイトピー
6	稻
7	サクラ
8	コムギ
9	ウェロニカ
10	小豆